

令和4年度
(2022年度)

保健所の取り組み

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、難病、精神保健、医事・薬事、食品・環境・動物衛生等、専門的な技術により市民の生活を安全に導いています。新型コロナウイルス感染症対策においても、患者や家族の人権に配慮しつつ、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び必要な措置・支援を行い、感染症のまん延防止に努めています。併せて多職種の保健衛生に従事する職員の人材育成を組織的に行い、専門的かつ技術的業務の推進に取り組みます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

<部の構成>

保健医療課
保健衛生課
保健予防課

<主な担当事務>

- (1)健康危機管理に関すること。
- (2)医事及び薬事に関すること。
- (3)食品衛生・環境衛生に関すること。
- (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。
- (5)感染症及び難病の対策等に関すること。
- (6)精神保健に関すること。
- (7)自殺対策に関すること。

重点的な取り組み：健康危機管理対策・感染症対策（新型コロナウイルス等感染症対策含む）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症対策として、今年度も引き続き、国・大阪府・医療機関と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策に全庁的に取り組みます。

第6波における大規模な感染拡大を受け、保健所が担う業務の重点化・効率化を図りながら、効果的な感染症対策を継続します。医療機関から発生届を受領後、速やかに緊急時の連絡先等の資料を全感染者に速達で郵送し、迅速な情報提供に努めます。40歳以上の感染者や妊婦、重症化リスクの高い基礎疾患等を有する感染者への電話連絡を行い、早期に重症化リスクを把握します。また、HER-SYS（厚生労働省新型コロナウイルス感染者情報管理システム）とLogo フォームの感染者情報を一元的に閲覧、記録できる「カスタムアプリ」を運用することで、保健所職員間で感染者情報の共有を図り、療養者や家族からの相談に応じるとともに、感染者の入院・宿泊療養の連絡調整、自宅療養者の健康観察及び体調悪化時の受診や入院調整等の救急対応に24時間体制で取り組みます。

自宅（施設）療養者には必要に応じて、訪問看護師が訪問して対面による健康観察や感染対策の助言・指導を行うとともに、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）の貸与により、健康状態や症状の変化を迅速に把握し、療養を支援します。また、自宅療養者等への在宅療養者支援事業については、本当に必要な人へ迅速に配送する制度の見直しを行います。濃厚接触者の特定については、重症化リスクの高い高齢者・障害者施設や医療機関の感染者及び年齢的に感染対策が取りにくい保育所（園）、幼稚園について対応し、集団感染の拡大防止、国や大阪府のサーベイランス等まん延防止の取り組みを継続します。

災害対策については、訓練や関連するマニュアル整備を進めつつ、新型コロナウイルス感染症を含めた様々な感染症のまん延防止を目的として「一次避難所」における感染症防止対策等を含め、平時から関係部署と協力して、取り組みます。

重点的な取り組み：自殺予防対策

平成31年3月に策定した「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」について、令和3年度が中間評価年であったことから、自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、実績やデータを検証し中間評価を行いました。また令和2年以降、全国的に自殺者数が増加し、本市においても増加傾向にあることを受け、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、更なる「生きることの包括的支援」について重層的な連携を全庁的に実施します。また、令和5年度の第2次計画の策定に向けてアンケート調査を実施します。

自殺の危機にある人からの相談については、保健所における来所相談や訪問相談、「ひらかたいのちのほっとライン」における相談対応に加え、休日に個別相談会を実施するなど、相談機会の増加を図ることで、問題の解決を進め、自殺の危機から早期に脱することができるような支援を行います。また、デジタルサイネージや動画配信等により、メンタルヘルスの重要性も含めた自殺予防に関する普及啓発を行います。

重点的な取り組み：食中毒など健康危機事象発生の未然防止

市民が安全で快適に生活できるため、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図り、また、令和3年6月に全面施行された改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、独自に作成した動画も活用しながら、新たな衛生基準の普及・啓発に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、食品関係施設においては、今まで以上に、調理器具の消毒や手洗い等について周知を図るとともに、多数の方が利用する建築物衛生法に基づく特定建築物（用途：店舗、事務所等、3000㎡以上）において、屋内ではこまめに換気するなど、適正な換気方法等の周知啓発に努め、感染予防対策の徹底を指導します。

重点的な取り組み：保健師等専門職の人材育成

感染症や災害などの健康危機管理及び地域保健活動が重要視される中、保健師がその専門性を発揮し、市民の健康の保持増進や地域全体の健康的な生活を充実させるために、より質の高い総合的なサービスを提供できるよう、組織的な人材育成を図ります。その実現に向け、令和3年度に策定した「保健師人材育成ガイドライン」第2版に基づき、大阪府内中核市や大学と連携し、OJTやPDCAに重点を置いた研修を実施します。また、保健師以外の全庁内に所属する保健衛生に関わる専門職の人材育成や業務の協力、交流を試みます。